



特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 21日

埼玉県知事 殿

提出者 住所 埼玉県川口市幸町3-9-1
氏名 株式会社 向山工場
代表取締役社長 向山 寧
電話番号 048(255)8021

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 向山工場 久喜工場
事業場の所在地	埼玉県久喜市河原井町1番地
計画期間	令和 5 4年 4月 1日 ~ 令和 6 5年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	鉄鋼業 [2600]
② 事業の規模	296億円 (令和4年度)
③ 従業員数	久喜工場 154人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付 別紙-1(1)、(2) 参照

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
<p>管理組織図は添付-2『環境マネジメントシステム機能組織図』に準じます。 (外部にて委託処理を行っている為に構内より搬出までは当工場で管理を行ない産業廃棄物管理票を発行、1回/年 処理場を査察し処理実施状況を確認しています。) *全体の管理(処理及び管理票等事務処理)は『環境安全課』 *発生の管理は『製鋼課』で管理の責任者は製鋼Gr長</p>		
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度(令和4年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(製鋼ダスト)
	排出量	5,343 t
	<p>産業廃棄物(製鋼ダスト)の発生量は製品の生産量と原材料(鉄スクラップ)の品質に大きく左右されます。管理としては原単位で行います。スクラップの検収で不純物の出来るだけ少なく良い物を受け入れるように対応しました。R4年度原単位は18.2kg/粗鋼tonで、前年度(19.1kg/粗鋼ton)と比較して良化しましたが、目標原単位はクリア出来ませんでした。廃棄物発生量は市況の低迷により年間目標生産量を大幅に下回った関係で減少し目標を達成した形となっています。</p>	
② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(製鋼ダスト)
	排出量	5,802 t
	<p>今期の対応としても前同期様の対応を引続き実践していきます。(検収時の選別による非鉄スクラップの混入防止等) 目標原単位は17.3kg/粗鋼ton 今年度計画生産量 335,360t/年で算定しました。(目標:昨年度実績原単位の95%) *目標の設定について: 廃棄物発生量の主要因となる原料スクラップの品質については、検収により悪品質原料入荷の防止を行っているものの年々品質は悪化している様子で原単位の良化は徐々に難しくなっています。スクラップの品質は鉄のリサイクルが進むと徐々に悪化すると思われます。今後も精錬技術で補って行きます。</p>	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		
① 現状	廃棄物の分別は発生した時点で行っています。	
② 計画	現状同様に引続き発生した時点で分別を行っていきます。	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(製鋼ダスト)	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	291 t	t
	鉄源の回収及び廃棄物量の削減の為、発生の一部を戻しています。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(製鋼ダスト)	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	316 t	t
	今後も同量程度使用を予定しています。 製品の品質や歩留の影響が出ない程度で実施していきます。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

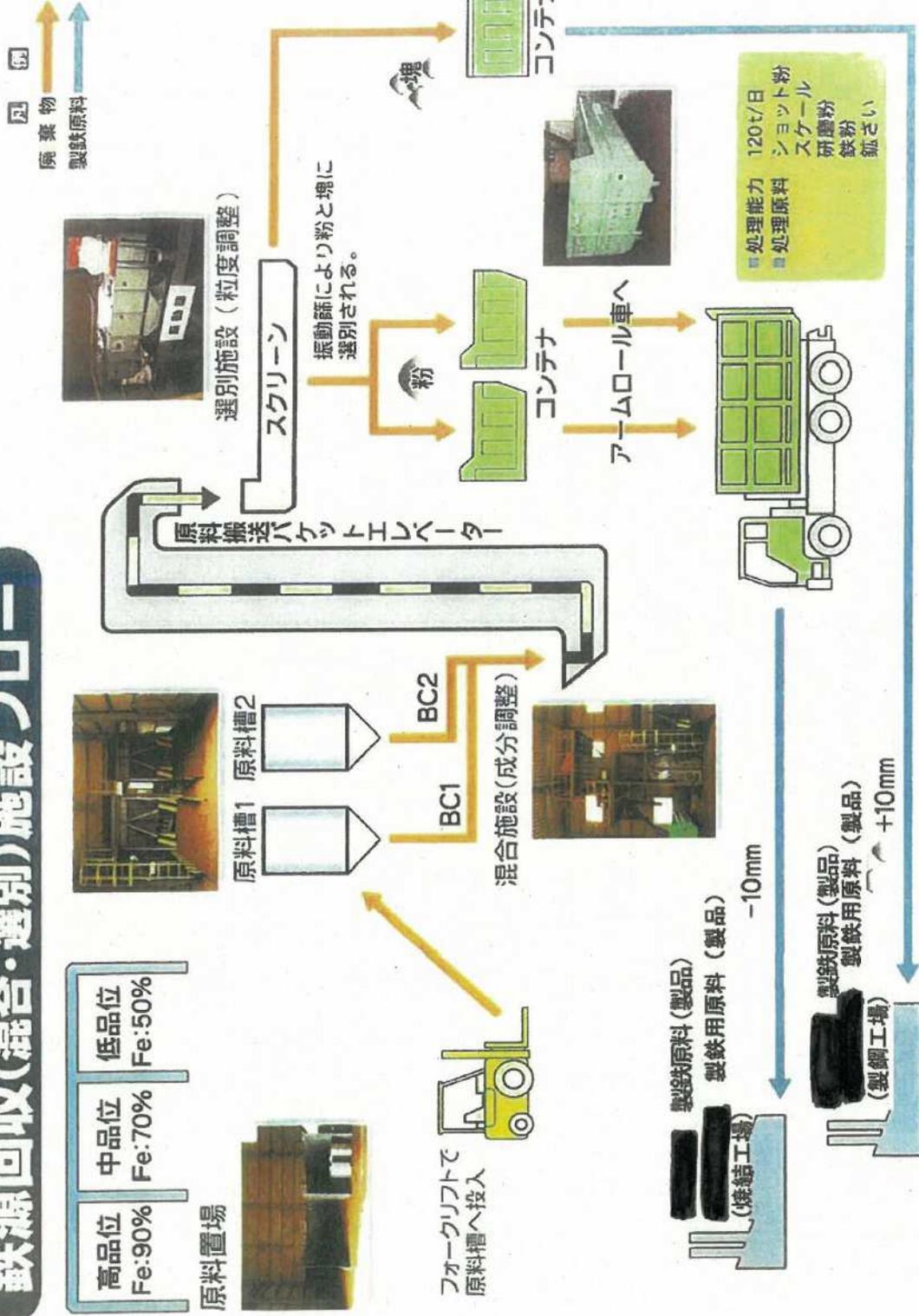
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(製鋼ダスト)	
	全処理委託量	5,052 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,266 t	t
	再生利用業者への処理委託量	2,763 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	廃棄物は処理後全て再生資源になっています。		

② 計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	ばいじん(製鋼ダスト)
	全処理委託量	5,486 t
	優良認定処理業者への処理委託量	2,486 t
	再生利用業者への処理委託量	3,031 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
今後も100%リサイクルを実施していきます。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和4年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (より塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	5,343 t
全ての廃棄物について電子化対応済。		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

鉄源回収(混合・選別)施設フロー



酸化亜鉛(ZnO)製造工程フローシート

東京都千代田区丸の内一丁目8番8号
 東邦亜鉛株式会社
 環境・リサイ

